

☆ 知って得する情報(第 34 回)

：教育資金の一括贈与の非課税措置ってどんなもの？

・ポイント

父母が子に「、祖父母が孫に（子・孫は 30 歳未満）教育資金を一括して贈与しても 1,500 万円（学校等以外は 500 万円）までは子・孫に贈与税は掛かりません。

この非課税措置は、平成 31 年 3 月 31 日までの贈与が対象です。

：非課税措置の流れ

まず父母・祖父母（贈与者）が、金融機関に子・孫名義の口座を開設し、教育資金を一括して拠出します。子・孫が 30 歳未満に限ります。

子・孫（受贈者）の教育資金はその口座から引き出します。

教育資金の用途は金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管します。（この非課税措置を受ける子・孫が 30 歳に達した日の翌年 3 月 15 日後 6 年を経過する日まで）

子・孫が 30 歳になれば口座は終了します。子・孫が 30 歳に達した日に残額があれば、贈与があったものとして贈与税が課税されます。子・孫が死亡した場合に残額があればこれに対しては贈与税が課税されません。

* 教育資金とは、以下のような金銭を言います。

- ① 学校等（認定こども園、保育所、外国の教育施設を含む）に対して直接支払われる
入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、学用品、修学旅行費、学校給食費等
- ② 学校等以外に対して直接支払われる金銭で社会通念上相当と認められるもの（学習塾
水泳教室、ピアノ教室、通学定期券代、留学渡航費等）

：結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置ってどんなもの？

・ポイント

将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因になっています。祖父母や両親から 20 歳以上 50 歳未満の子や孫へ結婚・子育て資金を贈与した場合、一人 1,000 万円（結婚資金は 300 万円）まで贈与税はかかりません。この非課税措置は平成 31 年 3 月 31 日までの贈与が対象です。

：結婚・子育て資金とは

- ① 結婚に際して支出する婚礼費用（結婚披露を含む）、住居費用、引越費用、
- ② 妊娠費用、出産費用、子の医療費、子の保育料

：手続き

- ・ 祖父母、両親は信託銀行、銀行、証券会社へ子・孫名義の口座を開設し、一括して拠出をする。
- ・ 子・孫は、非課税申告書を金融機関を経由して税務所長に提出する。
- ・ 子・孫は、結婚・子育て資金の支払い証明する書類を金融機関に提出する。
- ・ 金融機関は領収書等をチェックし、目的の支出であることを確認して支払い出す。

* 祖父母・両親が死亡した時点で、子・孫名義の預金に残高があれば、その残高は祖父母や両親の相続財産に加算して相続税の計算をします。但し祖父母から孫への遺贈になっても 2 割加算はありません。

* 子・孫が 50 歳になり、その時点での預金の残高に対して子・孫に贈与税が加算されます。